

県北広域振興局長告示第25号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業を行う事業所を次のとおり指定した。

平成24年5月18日

県北広域振興局長 松岡 博

1 訪問リハビリテーション

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
0351380019	社会福祉法人麗沢会	湯の里にのへ	二戸市金田一字湯田24番地	平成24年5月1日

2 通所介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
0371300484	社会福祉法人二戸市社会福祉協議会	デイサービスおおみね	二戸市浄法寺町駒ヶ嶺43番地	平成24年5月1日